

改正公認会計士法における
公認会計士試験の実施について（案）

平成15年12月1日

公 認 会 計 士 審 査 会

新公認会計士試験実施に係る準備委員会

「新公認会計士試験実施に係る準備委員会」メンバー

	(氏 名)	(現 職)
座 長	加 古 宜 士	早 稲 田 大 学 商 学 部 教 授
座 長 代 理	山 浦 久 司	明 治 大 学 経 営 学 部 教 授
	安 藤 英 義	一 橋 大 学 商 学 部 教 授
	泉 本 小 夜 子	日 本 公 認 会 計 士 協 会 理 事
	神 崎 克 郎	神 戸 大 学 名 誉 教 授
	北 村 敬 子	中 央 大 学 商 学 部 教 授
	木 下 憲 治	小 松 製 作 所 執 行 役 員 ・ C F O
	黒 川 行 治	慶 応 義 塾 大 学 商 学 部 教 授
	澤 田 眞 史	日 本 公 認 会 計 士 協 会 副 会 長
	醍 醐 聰	東 京 大 学 経 済 研 究 科 教 授
	平 松 一 夫	関 西 学 院 大 学 学 長
	藤 井 秀 樹	京 都 大 学 経 済 学 部 教 授
	二 村 敏 子	帝 京 大 学 教 授
	宮 口 定 雄	日 本 税 理 士 会 連 合 会 専 務 理 事
	村 上 元 則	三 井 物 産 執 行 役 員 ・ 経 理 部 長
	山 岸 良 太	弁 護 士 (森 ・ 濱 田 松 本 法 律 事 務 所)

(五十音順・敬称略)

改正公認会計士法における公認会計士試験の実施について

- 1．はじめに
- 2．公認会計士試験の目的
（公認会計士試験等を通じて養成されるべき公認会計士像）
- 3．試験実施のあり方
- 4．試験実施の枠組み
- 5．短答式試験のあり方
- 6．論文式試験のあり方
- 7．個々の試験科目の試験範囲等
- 8．その他新公認会計士試験の実施に関する事項

1.はじめに

平成15年5月30日に成立した改正公認会計士法においては、公認会計士監査の充実・強化の観点から、公認会計士監査の担い手である公認会計士の試験制度の見直しが大きな柱の一つとなっている。

今般の公認会計士試験制度の見直しにおいては、受験者層の多様化と受験者数の増加を図ることにより一定の資質を有する多様な人材を多数輩出していくことを目指しており、現行の試験体系（3段階5回）の簡素化、試験科目の見直し、試験の一部免除の拡大、実務経験の位置づけの変更などを内容とする改正公認会計士法に基づく新公認会計士試験が平成18年から実施されることとなった。

新公認会計士試験の大枠については、改正公認会計士法に規定されたが、試験実施のあり方や試験科目の試験範囲など試験の具体的実施内容については、法律においてその具体的内容が示されていない項目が多く内閣府令や試験実施要領などにおいて定める必要があるが、受験者や関係者の準備等を勘案すると、できるだけ速やかに決定されることが望ましい。

そうしたことから、公認会計士試験を実施する公認会計士審査会（平成16年4月からは、公認会計士・監査審査会に改組）の下に新公認会計士試験実施に係る準備委員会を設置し新たな公認会計士試験の実施のあり方について検討を開始したものである。

当準備委員会では、平成15年8月7日の第1回会合以来7回にわたり検討を行ってきたが、今般、その議論を「改正公認会計士法における公認会計士試験の実施について」として整理し、公表することにより、広く意見、要望等を求めることとした。

なお、求めた意見、要望も踏まえ、当準備委員会を開催の上、引き続き検討を行い、新しい公認会計士試験の実施に係る検討結果を「報告」としてとりまとめて公表し、同報告に基づいて新公認会計士試験の試験実施要領などを定めることを予定している。

2. 公認会計士試験の目的

(公認会計士試験等を通じて養成されるべき公認会計士像)

公認会計士試験は、公認会計士法に基づき、公認会計士になろうとする者に必要な学識や応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験である(改正公認会計士法第5条、備考参照)。

公認会計士の行う中核的業務である監査証明業務は、独立した立場において財務に関する情報の信頼性を確保することによって、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図ることをもって国民経済の健全な発展に寄与するものと位置づけられ、公認会計士監査制度の担っている公益性のゆえに公認会計士の独占業務とされているところである。

公認会計士については、量的拡大及び質的向上が求められている監査証明業務の担い手としてのみならず、拡大・多様化している監査証明業務以外の業務の担い手として、さらには、企業や公的部門などにおける財務諸表の作成、内部監査従事等の専門的な実務の担い手として、経済社会における重要な役割を担うことが求められている。

公認会計士を取り巻く環境の変化に伴い、公認会計士に対しては、より高い資質・職業倫理が期待されており、深い専門的能力に加えて、幅広い識見、思考能力、判断能力、指導力、国際的視野などが一層求められている。

したがって、公認会計士試験は、公認会計士の中核的業務である監査証明業務だけでなく、広く職業会計人としての公認会計士になろうとする者に必要な学識や応用能力を有するかどうかを判定することができるように実施されることが適切である。

また、公認会計士試験においては、単に知識のみでなく、複雑化、多様化、国際化している経済社会における公認会計士業務に対応できるよう、公認会計士業務に不可欠な資質である思考力や判断力等を有しているかをより適確に判定できるようにすることが必要である。

なお、公認会計士に必要とされる資質は、試験以外の実務経験や大学等における教育などを含め、公認会計士となるまでのプロセス全体を通じて養われるべきであり、新しい公認会計士試験における試験科目と試験方法で、それらの資質のすべてを判定し得るものではないことにも留意すべきである。

法改正のもとでの新しい公認会計士制度においては、公認会計士試験に合格することによって、直ちに公認会計士としての業務が行えるのではなく、実務経験など一定の要件を満たすことによって公認会計士となる資格を有することとなり、その後の登録を経て、監査証明業務をはじめとする公認会計士業務を行うことができるものである。

実務補習や日本公認会計士協会による統一考査と公認会計士試験の関係については、公認会計士試験合格後、公認会計士となるのに必要な実務的な技能等の修得を実務補習において行うこととし、その履修の状況を日本公認会計士協会の統一考査により確認するのが適切である。

なお、その実施については、日本公認会計士協会との連携のもとで実務の実情をよく調査しながら具体化し、その内容や方法等を内閣府令に明記することが適切である。

(備考)

公認会計士試験の合格者は、基本的には、その後の実務補習などの実務経験を経て監査証明業務を中心とした公認会計士としての業務を担うことができる程度の能力や資質を備えている者であるが、そうした能力や資質を備えた者のすべてが必ず職業会計人となるのではなく、結果として多様な進路に進むことがあることにも配慮すべきであり、期待されるところである。

3. 試験実施のあり方

公認会計士試験の性格については、基本的には、公認会計士試験は「一定の基準に達した者を合格者」とする認定試験（資格試験）であるとの認識に立ちつつ、「選抜（競争）試験」の有する勉強に対するインセンティブを高めることなども配慮して「選抜（競争）試験」的な要素を加味したものとして位置づけて実施されるべきものであると考えられる。

特に、短答式試験においては、現行の第2次試験短答式試験に比べて問題数や試験時間等を工夫した上で、できるだけ幅広く多くの基本的な問題を出題することにより論文式試験を受験するために必要な知識等を体系的に理解しているかどうかを客観的に確認するための試験として実施することを基本とすることが適切である。

その上で、論文式試験は、短答式試験の合格者及び短答式試験の免除者が受験できることとされていることから、受験者の思考力や判断力等をより適確に判定できる試験とするよう、出題方針、採点方法、試験委員の体制等の整備が必要であると考えられる。

受験者層の多様化と受験者数の増加によって一定の資質を有する人材を多数輩出することができる公認会計士試験制度を目指した公認会計士法改正の趣旨にかんがみ、試験科目の一部免除のほか、出題の範囲や試験時間など試験実施方法等を工夫することが適切である。

例えば、現行の第2次試験の短答式試験では、出題形式や各問題に対する配点などがほぼ同一とされており、また、出題形式が限定されたり、科目の特性に応じた工夫の余地がないなどの点も認められるので、新公認会計士試験においては、出題範囲を明確化することを前提とし、試験を実施する上で共通の枠組みを定める必要があるものを除いて出題方針や配点等について、試験科目ごとに工夫することが適切である。

特に、短答式試験においては、公認会計士となろうとする者に必要な基本的知識を体系的に理解しているかどうかを客観的に判定するために、幅広い分野から基本的な問題を多数出題することが適切である。

また、論文式試験においては、公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力が備わっているかどうかを適確に評価できるようにするため、知識を有しているかどうかの判定に偏することなく、実践的な思考力や判断力が備わっているかをより適確に

判定できるよう、応用問題も含めた出題等を行い、十分な時間をかけて解答できるようにすることが適切である。

4．試験実施の枠組み

(1) 実施日程

短答式試験については、基本的には年1回の実施とするが、できるだけ多くの者に公認会計士試験を受験する機会を付与するとの観点から年2回の実施についても引き続き検討課題とすることが考えられる。

短答式試験の実施時期は、4月～5月に実施する方向で検討することが適切である。

短答式試験は、マークシート方式の採用により、できるだけ合格発表を迅速化することとする。

(注) 現行の第2次試験短答式試験は、5月に試験を実施し、試験日のほぼ1か月後に合格発表を行っている。

論文式試験については、年1回の実施とし、短答式試験の合格者及び短答式試験の免除者に対して実施されるものであることから、受験準備が短答式試験偏重とならないよう論文式試験の実施時期を短答式試験の合格発表からできるだけ長く取り論文式試験受験者の準備期間に充てることができるようにすること、試験委員の採点期間を確保すること等の観点から、7月～8月に実施する方向で検討することが適切である。

(注) 現行の第2次試験論文式試験は、おおむね7月末～8月に実施されている。

実施日程については、試験会場の確保の問題等も踏まえて、さらに検討することが必要である。

(2) 試験日程

短答式試験は、現行の第2次試験短答式試験のように、4科目を一括して実施するのではなく、各科目ごとに各別の実施することとし、日程は、連続する2日間程度とする方向で検討することが適切である。

論文式試験は、各科目ごとに各別の実施することとし、日程は、連続する3日間程度とする方向で検討することが適切である。

(3) 試験科目の範囲

新公認会計士試験の短答式試験及び論文式試験の全科目について出題範囲をより明確にし、出題の予見可能性を高めることが適切である。

明確化の方法としては、具体的な手段として、

- ・ 当該科目についての基本的な考え方は、内閣府令で定めることが適切である。
- ・ 明確に試験範囲から除かれる部分がある場合には、例えば、現行の第2次試験において、内閣府令によって商法の「海商、手形、小切手」の部分を除くことが定められているように、内閣府令において定めることが適切である。
- ・ 当該科目の大きな枠組みや出題に当たっての考え方などで内閣府令に規定しないものについては、公認会計士・監査審査会（現行の公認会計士審査会が平成16年4月から改組）の内規等で規定するとともに、受験案内等により受験希望者等に周知を図ることが考えられる。

また、公認会計士を取り巻く環境が変化し、公認会計士に求められる専門的能力、また、試験科目の対象分野や内容も変化してきていると考えられることから、受験者に混乱を及ぼさないよう適当なインターバルで試験範囲等の見直しを行うことが適切である。

会計基準、監査基準、開示基準の国際的動向をはじめとする公認会計士を取り巻く環境の変化に伴い、公認会計士に対しては専門的能力に加え、国際的視野などが一層求められており、国際的動向についての理解を求める出題（例えば、我が国の会計基準と対応する国際会計基準に関する知見を求める出題等）を工夫することが考えられる。

短答式試験及び論文式試験のいずれにも該当する試験科目について、短答式試験は、論文式試験より幅広い分野から基本的な問題を多数出題することが適切であり、科目によっては論文式試験の出題範囲を限定することも含めて検討することが適切である。

なお、原則として、実務対応能力や公認会計士となるのに必要な実務的な技能については、公認会計士試験がおおむね実務経験がない者に対する試験であることを勘案すると、試験において出題することは適切ではないと考えられる。

いわゆる「実務指針」については、その詳細な理解を試験において求めることは必ずしも適切ではないと考えられるが、科目によっては、当該科目の理解を確認するた

めに不可欠なものもあり、各科目において必要とされる内容を明確にすることが適切である。

5 . 短答式試験のあり方

(1) 出題のあり方

短答式試験においては、現行の第2次試験短答式試験に比べて問題数や試験時間等を工夫した上で、できるだけ幅広く多くの基本的な問題を出題することにより論文式試験を受験するために必要な知識等を体系的に理解しているかどうかを客観的に確認するための試験として実施することを基本とすることが適切である。(再掲)

短答式試験においては、公認会計士となろうとする者に必要な基本的知識が体系的に理解されているかを客観的に判定するために、できるだけ幅広く、多くの基本的な問題を出題するようにすべきであり、そのためには、標準的でオーソドックスな問題を多数確保しておく必要があることから、試験問題のいわゆる「プール制」の一部導入も有効であり、関係学会などの協力を得て、その具体化のための方策の検討を急ぐことが適切である。

計算問題などは一定の迅速な処理能力が求められるところではあるが、スピードを競わせるのではなく、相当の考える時間を確保することが適切である。

暗記力偏重にならないような出題とするために、応用問題を含めた出題が考えられるが、応用問題を出題する場合には、全体のバランスを考えて出題すべきである。

(2) 配点、試験時間、問題数等

短答式試験においては、公認会計士となろうとする者に必要な基本的知識が体系的に理解されているかを客観的に判定するために、問題数や試験時間を工夫した上で、できるだけ幅広く多くの基本的な問題を出題するようにすることが適切である。

また、各科目内の各問に対する配点についても、問題の出題形式等に対応する形で各問に差を設けるなどの工夫が可能なようにすることが適切である。

(注) 現行の第2次試験短答式試験は全問均一に1問2点の配点となっている。

短答式試験の4科目間の配点については、会計に関する科目は、公認会計士になろうとする者にとって基本となる試験科目であることからこれを重視することが適切で

ある。

なお、現行公認会計士第2次試験における科目間バランスや大学等における教育カリキュラムの実情なども考慮すると、例えば、財務会計論については150～200点満点、管理会計論・監査論・企業法は100点満点とすることが考えられる。

短答式試験の試験時間については、上記の配点に対する考え方と同様に、会計に関する科目を重視した上で、各科目ごとに実施することとし、日程については、連続する2日間程度とすれば、上記の配点についての考え方と同様に財務会計論については180分程度、管理会計論・監査論・企業法はそれぞれ90分程度とすることが考えられる。

(注) 現行の第2次試験の短答式試験は、全問一括して3時間で実施。

短答式試験の問題数については、出題形式や各問への配点の多様化も考慮すると、財務会計論については30～40問程度、管理会計論・監査論・企業法については20～30問程度とすることが考えられる。

(注) 現行の第2次試験短答式試験は、簿記、財務諸表論、原価計算、監査論、商法から各10問ずつ出題されているのが通例(1問あたり約3分30秒)。

解答形式については、現行の第2次試験の短答式試験のように「5肢択一方式」のみによらず、多様化(例えば、「6肢択一方式」や組み合わせなど)を図ることにより、受験者が基本的知識を理解しているかどうかをより確認しやすくできるよう出題を工夫することが適切である。

また、解答形式については、多くの受験者への対応、合格発表までの期間をできる限り短縮すること及び試験委員の負担を軽減すること等の観点から、マークシート方式による解答が可能なものに限定することが適切である。

6 . 論文式試験のあり方

(1) 出題のあり方

論文式試験においては、公認会計士となろうとする者に必要な学識及び应用能力が備わっているかどうかを適確に評価できるようにするため、知識を有しているかどうかの判定に偏することなく、実践的な思考力や判断力が備わっているかをより適確に判定できるよう応用問題も含めた出題等を行い、十分な時間をかけて問題に解答できるようにすることが適切である。(再掲)

選択科目については、科目の選択と公平な評価との関係を担保する必要があることにかんがみ、その出題方針等に何らかの共通する基準を設けることが適切である。

なお、必須科目との差についても、一括合格制を基本としていることから、試験結果において平均得点率に極端な差が生じることは適切でないと考えられる。

(2) 配点、問題数、試験時間など

論文式試験の出題形式については、理論問題と計算問題を中心に出题することとするが、試験委員の負担軽減の観点から、短述式の問題の採用についても検討することが適切である。

会計学は公認会計士になろうとする者にとって基本となる科目であり、論文式試験に関しても、会計学を重視すべきである。

論文式試験の配点については、例えば、会計学については200～300点満点、その他の科目については100点満点とすることが考えられる。

論文式試験の試験時間については、上記の配点に対する考え方と同様に、試験科目の中で会計学を重視することとし、各科目ごとに各別実施して、日程について仮に連続する3日間程度とすれば、会計学については240分程度、その他の科目についてはそれぞれ120分程度とすることが考えられる。なお、会計学について、240分を実施した場合には長時間になることから、2コマに分けて実施することが適切である。

(注) 現行の第2次試験論文式試験は、各科目共通で2時間で実施。

論文式試験の問題数については、出題形式の多様化なども考慮すると、会計学については、「大問」4問程度、他の科目については「大問」2問程度を目安とすることが考えられる。

なお、適宜「大問」をさらに「中間」「小問」と細分化して出題することも可能とする方向で検討することが適切である。

(注) 現行の第2次試験論文式試験は、各科目「大問」2問づつを出題。

7. 個々の試験科目の試験範囲等

財務会計論（短答式試験）

1) 試験科目の位置づけ

財務会計論の位置づけを、簿記及び財務諸表論を中心とする「企業等の外部の利害関係者の経済的意思決定に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論」とすることが適切である。

（注）改正公認会計士法においては、「簿記、財務諸表論その他の内閣府令で定める分野の科目をいう。」（法第8条第1項第1号）とされている。

2) 留意事項

- ・ 財務会計論は、主として財務諸表を作成するための理論と手法について出題する科目であるが、簿記は財務会計論を構成する重要な科目として位置づけ、その基礎知識は公認会計士になろうとする者が当然に備えておくべき素養であり、財務諸表論その他の分野と明確に区分した上で、出題することが適切である。
- ・ 簿記の仕訳問題や計算問題については、簿記が会計事象を記録・集計する機能を担っていることから、一定の迅速な処理能力が求められるところではあるが、スピードを競わせるのではなく相当の考える時間が与えられるよう出題に当たっては配慮することが適切である。
- ・ 「公会計、非営利会計」分野は、現段階では出題範囲として確立しているとは必ずしも言えないが、公認会計士を取り巻く環境の変化に伴い、公認会計士が「公会計、非営利会計」分野における関わりが多くなってきており、できるだけ早期に出題が可能となるよう、その方法・内容などについて検討することが適切である。

3) 問題数、試験時間など

出題数	30～40問程度
試験時間	180分程度
配点	150～200点満点

管理会計論（短答式試験）

1) 試験科目の位置づけ

管理会計論の位置づけを原価計算を中心に「企業等の内部の経営者の意思決定及び業績管理に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論」とすることが適切である。

（注）改正公認会計士法においては、「原価計算その他の内閣府令で定める分野の科目をいう。」（法第8条第1項第2号）とされている。

2) 留意事項

- ・ 出題の大きな枠組みとして、「原価計算の基礎理論及び計算手続を中心とし、原価管理、予算編成及び経営計画への原価情報の提供に係る基礎的、専門的な知識を含む。」とすることが適切である。
- ・ また、戦略、意思決定のための情報提供に係る会計についても出題範囲とすることが考えられる。ただし、範囲が拡散し、「経営学」との関係が不明確になるおそれがあることから、「経営学」との位置づけの相違をはっきりさせ、試験科目の範囲として明示することに留意する。
- ・ 管理会計の基礎的知識を有しているかどうかを判定するため、計算問題は不可欠である。

3) 問題数、試験時間など

┌	出題数	20～30問程度
	試験時間	90分程度
	配点	100点満点

監査論（短答式試験・論文式試験 / 必須科目）

1) 試験科目の位置づけ

出題に当たっての大きな枠組みとしては、「証券取引法及び商法監査特例法に基づく監査制度、監査理論及び監査諸基準に関する理論」とすることが適切である。

2) 留意事項

- ・ 公認会計士の「使命・職責」や公認会計士の倫理に関する事項についても試験範囲とすることを明示すべきである。
- ・ 監査論においては、実務指針は、監査基準の考え方を理解する上での具体的な指針であり、出題範囲とすることは不可欠であるが、多くの受験者が実務経験のない者であることを勘案すると単なる暗記力を問う出題とならない工夫が必要である。
- ・ 監査論においては、短答式試験と論文式試験の出題の範囲は区別しないことが適切であると考えられる。

3) 問題数、試験時間など

短答式試験

出題数	20～30問程度
試験時間	90分程度
配点	100点満点

論文式試験

出題数	「大問」2問程度
試験時間	120分程度
配点	100点満点

(注) 論文式試験における「大問」とは、出題に当たっての大きな括りとして位置づけ、その中に必要に応じて「中間」、さらには「小問」を設けることができるものとする。

企業法（短答式試験・論文式試験 / 必須科目）

1) 試験科目の位置づけ

「商法を中心に、証券取引法に基づく企業内容等の開示制度及び関係法令（有限会社法等）の基礎理論を含む。」とすることが適切である。

（注）改正公認会計士法においては、「商法その他の内閣府令で定める分野の科目をいう。」（法第8条第1項第4号）とされている。

2) 留意事項

- ・ 証券取引法に関しては、開示制度の基礎理論に限定し、監査論とは重複しないよう留意すべきである。
- ・ 「商法」から除く範囲は、現行どおり「海商、手形、小切手」とし、内閣府令に規定すべきである。
- ・ 企業法においては、短答式試験と論文式試験の出題の範囲は区別しないことが適切であると考えられる。

3) 問題数、試験時間など

短答式試験

〔	出題数	20～30問程度
	試験時間	90分程度
	配点	100点満点

論文式試験

〔	出題数	「大問」2問程度
	試験時間	120分程度
	配点	100点満点

会計学（論文式試験 / 必須科目）

1) 試験科目の位置づけ

「財務会計論及び管理会計論をいう。」とし、短答式の試験科目である財務会計論を中心に管理会計論からも出題することが適切である。

2) 留意事項

- ・ 公認会計士の中核的業務である監査証明業務は、企業等の財務情報が適正であることを外部の者に報告するものである。したがって、会計学においては、外部報告会計である「財務会計論」を出題の中心とすべきであり、ウエイトとしては、財務会計論を7割程度とすることが考えられる。
- ・ 財務会計論と管理会計論の問題は、少なくとも当面は両者を分けて出題することが適切である。
- ・ 財務会計論を構成する簿記及び財務諸表論は有機的に結びついており、両者の総合問題を出題することも有効である。

また、財務諸表分析的領域など財務会計論、管理会計論のいずれにも該当すると考えられる分野についても出題することが適切である。

- ・ 計算問題については、短答式試験の財務会計論及び管理会計論においても出題することとしていることから、そのウエイトは理論問題に比して少なくすることが考えられる。
- ・ 「公会計、非営利会計」分野は、現段階では出題範囲として確立しているとは必ずしも言えないが、公認会計士を取り巻く環境の変化に伴い、公認会計士が「公会計、非営利会計」分野における関わりが多くなってきており、できるだけ早期に出題が可能となるよう、その方法・内容などについて検討することが適切である。

3) 問題数、試験時間など

}	出題数	「大問」4問程度
	試験時間	240分程度
	配点	200～300点満点

租税法（論文式試験 / 必須科目）

1) 試験科目の位置づけ

「法人税法、所得税法など租税法総論及び租税法各論」とし、監査証明業務を行うために必要な法人税法の基礎理論を中心に租税に関する法律関係等についての体系的な理解を問うことが適切である。

（注）改正公認会計士法においては、「法人税法その他の内閣府令で定める分野の科目をいう。」（法第8条第2項第4号）とされている。

2) 留意事項

- ・ 各租税実体法は、公認会計士の中核的業務である監査証明業務を行うために必要な法人税法を中心とし、所得税法、消費税法、相続税法その他の各租税実体法の基礎的理論を問うこととし、租税手続法、租税訴訟法及び租税罰則法は基本的概念の理解を問う出題にとどめることが適切である。
- ・ 法人税法を含む各租税実体法の各論においては、その構造的な理解を問うための基礎的な計算問題の出題は必要であるが、詳細な計算問題は、公認会計士試験合格後に履修する実務補習の中で修得し、その履修の状況を日本公認会計士協会の統一考査によって確認することとするのが適切である。

3) 問題数、試験時間など

〔	出題数	「大問」2問程度
	試験時間	120分程度
	配点	100点満点

経営学（論文式試験 / 選択科目）

1) 試験科目の位置づけ

「企業等の経営の実態を正しく理解するために必要な学識及び応用能力を問うこととし、経営管理（戦略、組織、リーダーシップと動機づけを中心とする。）及び財務管理の基礎的理論とする。」とすることが適切である。

2) 留意事項

- ・ 経営学は、「管理会計論」、「経済学」などの試験科目との関連が深く、詳細な内容を公認会計士・監査審査会の内規や受験案内等に明記することが適切である。

公認会計士試験の出題における基本的な考え方として、「管理会計論」との関係においては、「管理会計論」は原価計算を中心に「企業等の内部の経営者の意思決定及び業績管理に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論」であり、「経営学」は経営者が管理会計が提供する情報その他を用いて行う「経営管理の理論」と考えられる。また、「経済学」との関係においては、高度な経済学的手法を必要とするファイナンスの理論は、「経営学」として出題することは適切ではないと考えられる。

3) 問題数、試験時間など

〔	出題数	「大問」2問程度
	試験時間	120分程度
	配点	100点満点

経済学（論文式試験 / 選択科目）

1) 試験科目の位置づけ

現行の「ミクロ」及び「マクロ」の経済理論という区分は適切であると考えられ、その枠組みを基本としつつ、公認会計士になろうとする者に求められる「応用ミクロ」及び「応用マクロ」の分野として、例えば「金融論、国際経済」などを含めることが考えられる。

2) 留意事項

- ・ ミクロとマクロの出題比率は、現行でも特に決まっているわけではないが、おおむね1：1で出題されているのが現状であり、柔軟に適切な出題比率を検討すべきである。
- ・ 計量経済学の分野は、原則として「統計学」の出題範囲とすることが適切である。

3) 問題数、試験時間など

出題数	「大問」2問程度
試験時間	120分程度
配点	100点満点

民法（論文式試験 / 選択科目）

1) 試験科目の位置づけ

現行の第2次試験論文式試験の出題範囲である「民法典第1編から第3編を主とし、第4編、第5編を含む。」とし、「関連する特別法を含む。」とすることが適切である。

2) 留意事項

- ・ 公認会計士になろうとする者に求められる学識等の観点から、相続、親族編は明確に除くべきでないと考えられる。
- ・ 関連する特別法の範囲は、借地借家法、消費者契約法、利息制限法、仮登記担保契約に関する法律等が考えられるが、これらは詳細な知識を問うのではなく、その趣旨
- ・ 概要等の理解を求める出題とすることが考えられる。

3) 問題数、試験時間など

〔	出題数	「大問」2問程度
	試験時間	120分程度
	配点	100点満点

統計学（論文式試験 / 選択科目）

1) 試験科目の位置づけ

「記述統計及び推測統計の理論を中心に金融工学の基礎的理論を含む。」とし、データ解析を中心として、IT関連、情報処理論や情報システム論などの基礎的知識の理解を問うことを目的とすることが適切である。

2) 留意事項

- ・ コンピュータ等に係るスキルに関する内容は、その基礎的な理論を中心に出题方法を工夫することが適切である。

3) 問題数、試験時間など

出題数	「大問」2問程度
試験時間	120分程度
配点	100点満点

8. その他新公認会計士試験の実施に関する事項

論文式試験における採点方法について

現行の第2次試験論文式試験で行われている1人の受験者の答案を2人の試験委員が採点を行う方法（「ダブルチェック方式」）については、採点の精度を高めるという観点からは望ましい方式であると考えられる。

今後、現行の第2次試験論文式試験に比して、大幅な受験者数の増加が見込まれるところであり、試験委員の採点負担の観点からは、試験委員の増員等だけでは対応できないことが考えられる。

したがって、「ダブルチェック方式」を維持しつつ、採点範囲の細分化など採点方法の工夫を検討することが適切である。

試験委員について

現行の第2次試験論文式試験における試験委員の採点の負担については過重になっており、採点枚数、採点期間、採点方法などを総合的に検討しつつ適正な試験委員の規模について見直すことが適切である。

試験委員の負担を軽減し、将来にわたって試験委員を安定的に確保するためには、出題者と採点者を分けることを検討することが適切である。

ただし、出題の過程での検討の状況を採点に反映させることが適切であり、出題委員は、必ず採点委員に加わるべきであると考えられる。

合否判定方法・基準について

1) 短答式試験

・合格基準

配点や合格基準を見直して、現行の第2次試験短答式試験のような合格者数ではなく、例えば、「総点数の %を基準として公認会計士・監査審査会が相当と認められた得点比率」とすることが考えられる。

（注1）現行の第2次試験短答式試験の合格基準は、「論文式試験を適正に行う視点から許容できる最大限の受験者数（原則として3,000名程度）とする。」と

規定されている。

(注2) 得点比率とは、満点に対する得点の比率をいうものとする。

2) 論文式試験

・合格基準

現行の第2次試験論文式試験と同様に「総点数の %を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率」とすることが考えられる。

なお、全体では合格基準に達していても、必須科目に著しく低い点数があった場合には、不合格となることがある旨を明示することが適切である。

(注) 現行の第2次試験論文式試験の合格基準は、「総点数の60%を基準として、公認会計士審査会が相当と認めた得点比率とする。ただし、その満点の40%に満たないもののある場合には不合格となることがある。」と規定されている。

・免除基準

全体としては合格基準に達していない者の中で、一部の試験科目について免除する場合の基準としては、「公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者とは、満点の %以上を得た者とする。」として明示することが適切である。

3) 「免除科目の取扱い」の確認

免除科目がある場合の合否判定は、「免除科目を除いた他の科目の総得点の比率によって判定する。」ことを明示することが適切である。

選択科目における得点調整の考え方及び方法

得点調整を行うことがあり得る場合について、予め公表しておくことが適切である。

模範解答等を含めた試験に関する情報公開について

論文式試験について、「出題の意図」や「キーワード」など何らかの形での公表を行うことが適切である。

成績通知について

関係するシステムなどを整備した上で、成績通知を希望する者に対しては、科目ごとの順位など現状よりさらに詳細な成績通知を行うことが適切である。

出題方法について

例えば、米国における公認会計士試験で実施されているような短答式試験における試験問題のいわゆる「プール制」の導入なども視野に入れた出題方法を検討すべきである。この場合、標準的でオーソドックスな問題の出題が可能になる反面、問題を選別する体制等の整備が必要であるとともに問題が平準化してしまうという弊害も考えられるために、全体のうちの何割かをいわゆる「プール制」による出題とすることも考えられる。

「評価委員」又は「調整委員」のような委員を任命し、異なる目によるチェックをすることも検討することが適切である。

標準的な問題の作成のため、試験問題作成時の合議制については引き続き維持することが適切である。

受験資格について

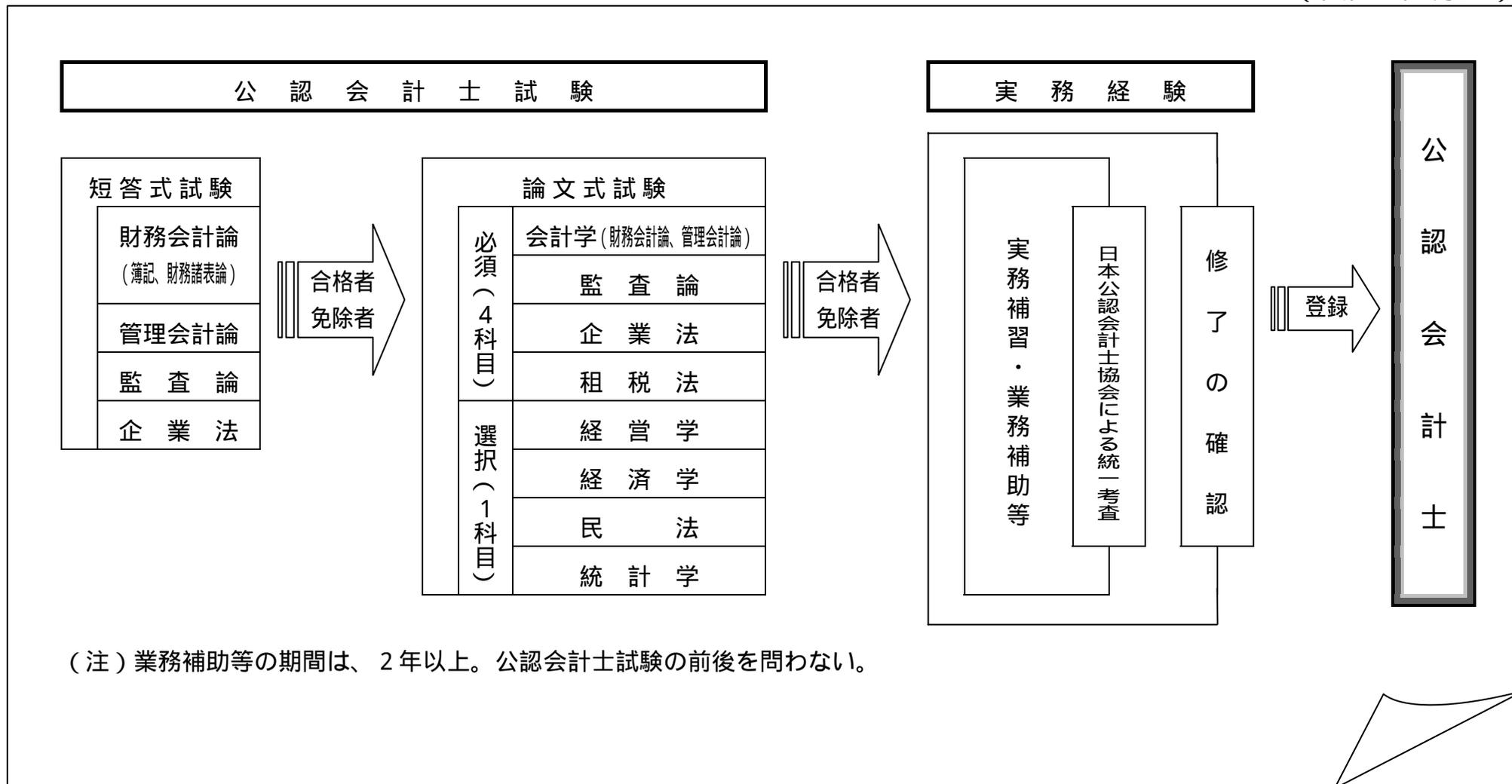
公認会計士試験においては受験資格に制限はないが、国際的なスタンダード等の観点から、公認会計士資格取得までの間に何らかの形で「一般教育」に相当する内容を履修していることが重要であり、その履修を確認することが適切である。

具体的には、例えば、日本公認会計士協会の実施する統一考査を受ける際にその履修の状況を確認することが考えられる。

資 料

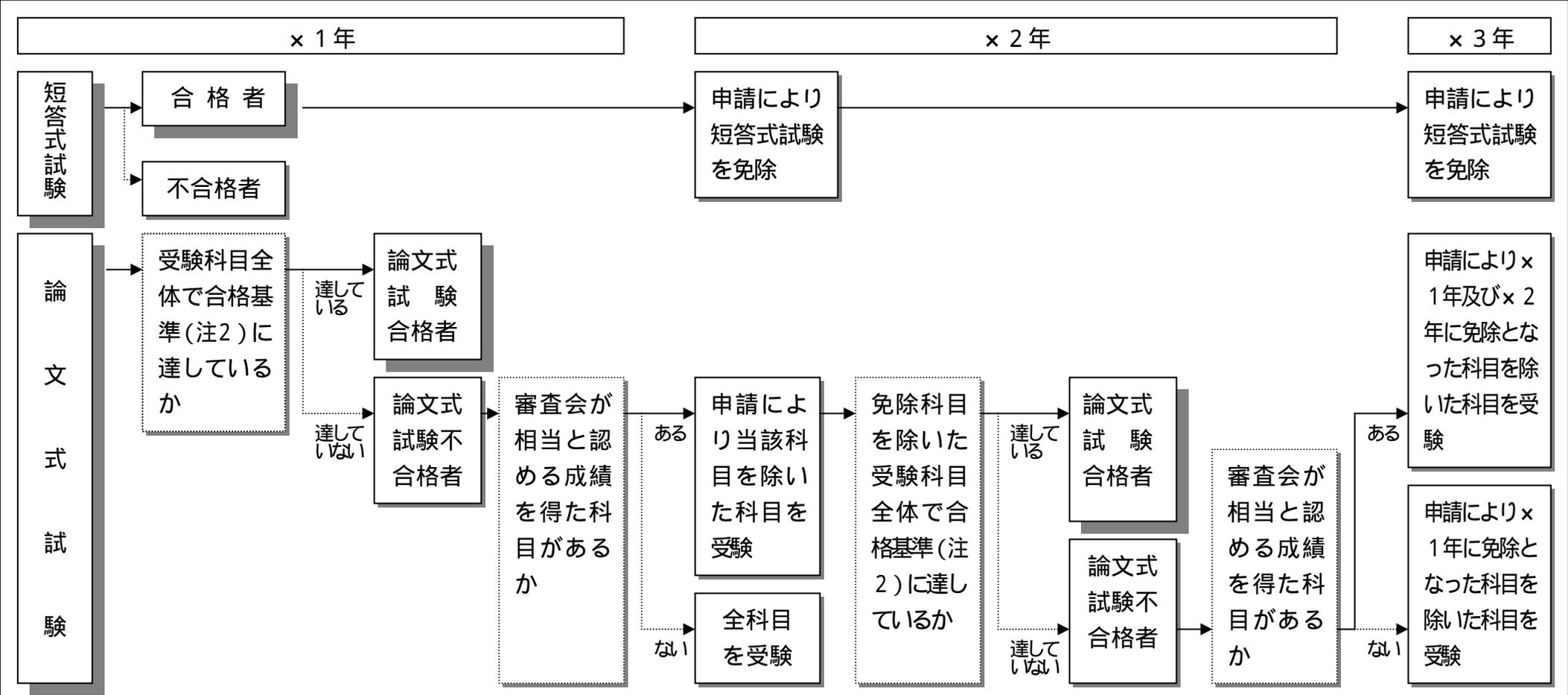
新公認会計士試験制度等のしくみ

(平成18年1月から)



公認会計士試験合格まで

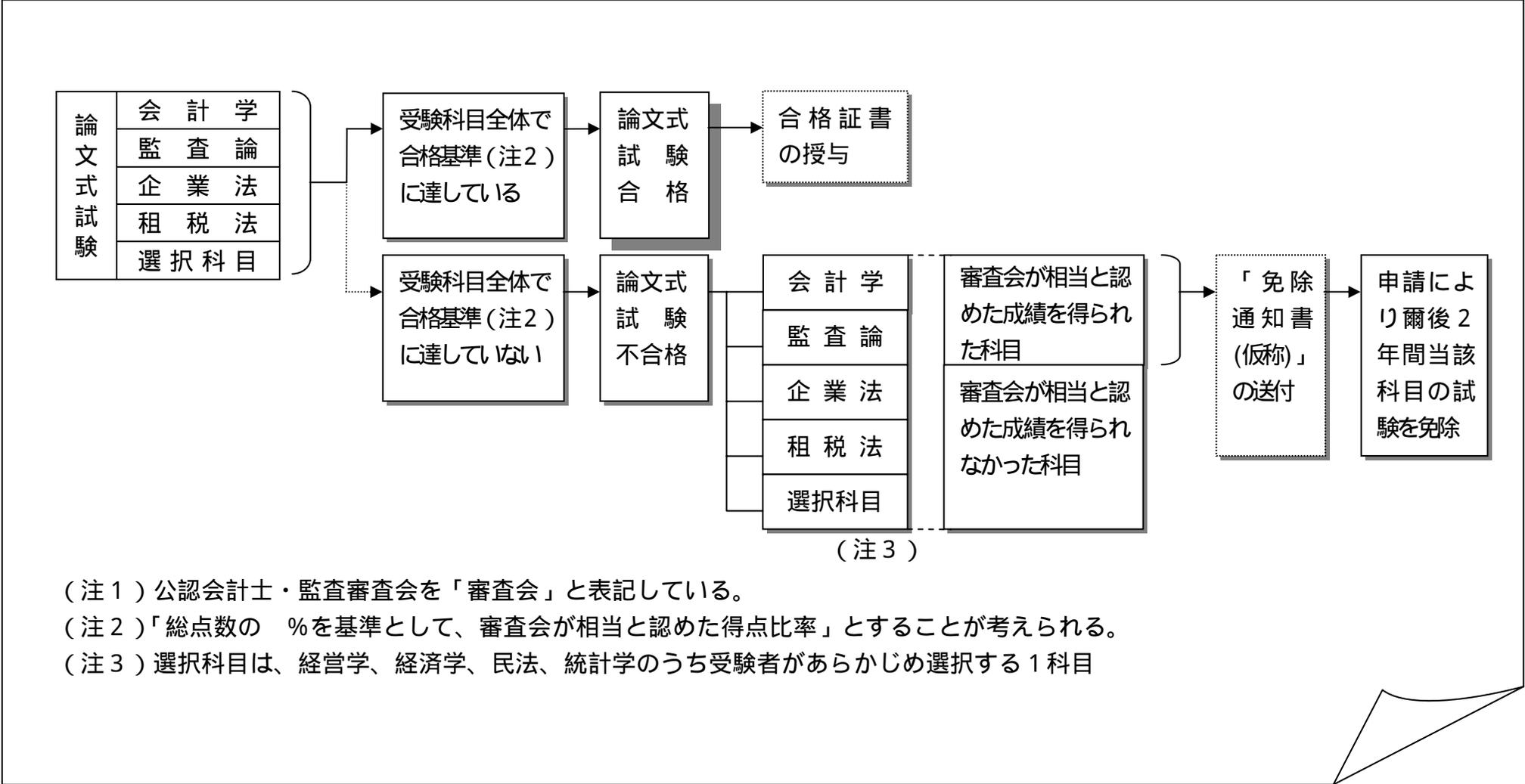
(平成18年1月から)



(注1) 公認会計士・監査審査会を「審査会」と表記している。
 (注2) 「総点数の %を基準として、審査会が相当と認めた得点比率」とすることが考えられる。

論文式試験の合格まで(具体例)

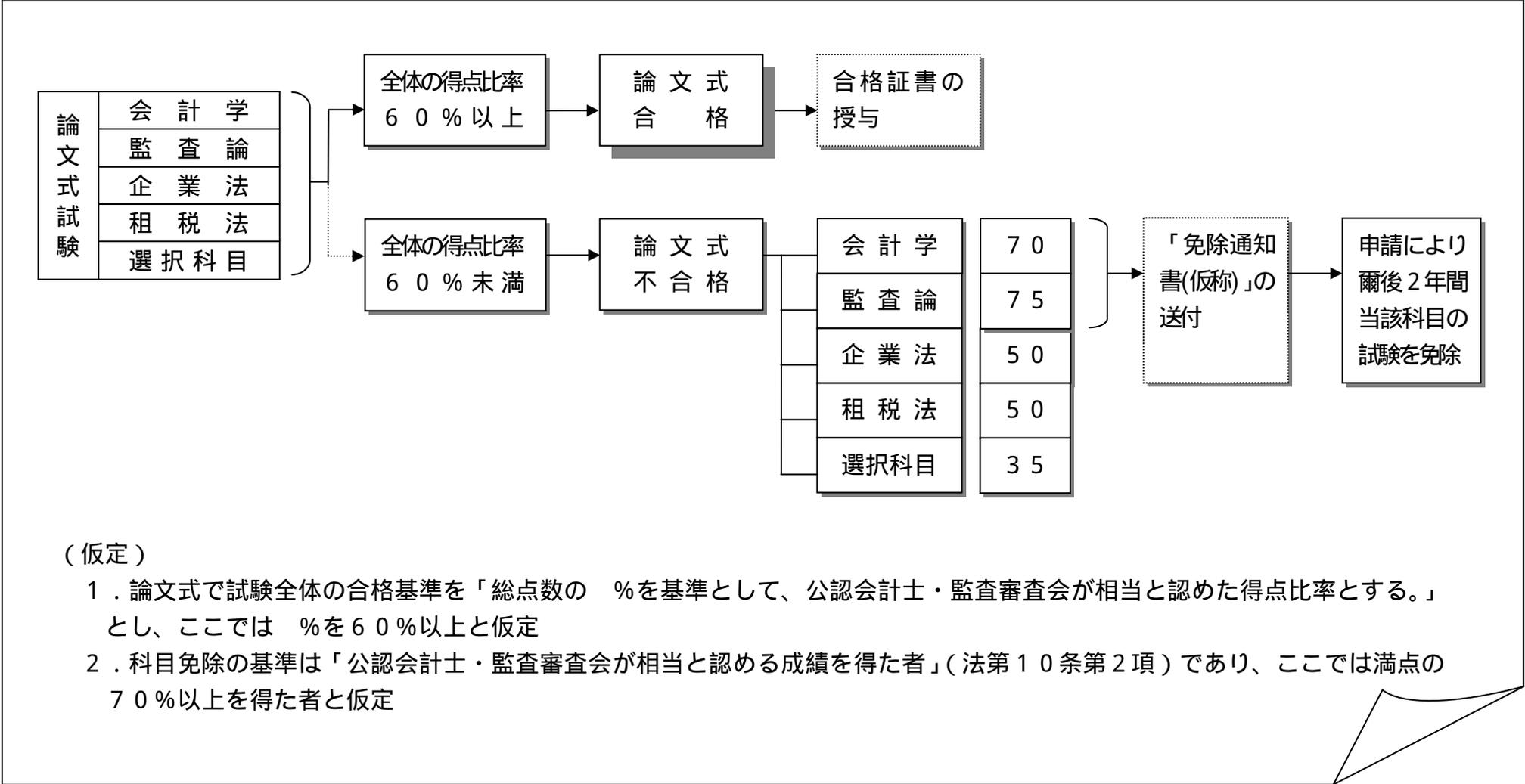
(平成18年1月から)



(注1) 公認会計士・監査審査会を「審査会」と表記している。
 (注2) 「総点数の %を基準として、審査会が相当と認めた得点比率」とすることが考えられる。
 (注3) 選択科目は、経営学、経済学、民法、統計学のうち受験者があらかじめ選択する1科目

論文式試験の合格まで(具体例)

(平成18年1月から)



(仮定)

1. 論文式で試験全体の合格基準を「総点数の %を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率とする。」とし、ここでは %を60%以上と仮定
2. 科目免除の基準は「公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者」(法第10条第2項)であり、ここでは満点の70%以上を得た者と仮定

公認会計士試験合格まで(具体例)

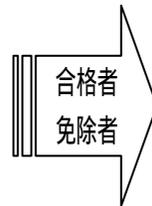
試験科目		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年	
短答式試験		合格		免除		免除		合格	
論文式試験	会計学	不合格	科目合格	不合格	免除	不合格	免除	合格	
	監査論				科目合格		免除		免除
	企業法						科目合格		
	租税法								
	選択科目								
備考		短答式：合格(以後2年間は申請により免除) 論文式：受験科目全体では不合格。会計学について科目合格(以後2年間は申請により免除)		短答式：免除 論文式：会計学を除く4科目を受験、受験科目全体では不合格。監査論について科目合格(以後2年間は申請により免除)		短答式：免除 論文式：会計学及び監査論を除く3科目を受験、受験科目全体では不合格。企業法について科目合格(以後2年間は申請により免除)		短答式：合格 論文式：監査論及び企業法を除く3科目を受験、受験科目全体で合格 論文式合格	

(注)当該年度の論文式試験において、論文式試験全体では合格していないが、試験科目のうちの一部の科目について公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た科目については「科目合格」と表記

新公認会計士試験の実施日程（イメージ）

（平成18年1月から）

短 答 式 試 験	
第 1 日 目	第 2 日 目
財務会計論 （180分程度）	監 査 論 （90分程度）
管理会計論 （90分程度）	企 業 法 （90分程度）



論 文 式 試 験		
第 1 日 目	第 2 日 目	第 3 日 目
(注1) 会 計 学 （120分程度）	監 査 論 （120分程度）	租 税 法 （120分程度）
(注1) 会 計 学 （120分程度）	企 業 法 （120分程度）	(注2) 選 択 科 目 （120分程度）

（注1）論文式試験第1日目の会計学は、2コマに分けて実施

（注2）経営学、経済学、民法、統計学のうち受験者があらかじめ選択する1科目

新公認会計士試験の導入スケジュール

現行公認会計士試験（平成17年まで実施）			（注）		
			新公認会計士試験（平成18年から実施）		
平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年

（注）平成18年の現行公認会計士試験は、平成17年の第3次試験筆記試験合格者に対する口述試験及び平成16年又は平成17年の第3次試験筆記試験免除者に対する口述試験に限り実施する。

配点、試験時間、問題数について（案）

（平成18年1月から）

短 答 式 試 験 科 目			
科 目 名	配 点	試 験 時 間	問 題 数
財務会計論	150～200点満点	180分程度	30～40問程度
管理会計論	各科目 100点満点	各科目 90分程度	各科目 20～30問程度
監 査 論			
企 業 法			

- 各試験科目については、各別に試験を実施し、日程は、連続する2日間程度とする。
- 1問当たりの配点に差を設けるなどの工夫が可能なようにする。

論 文 式 試 験 科 目			
科 目 名	配 点	試 験 時 間	問 題 数
会 計 学	200～300点満点	240分程度	「大問」4問程度
監 査 論	各科目 100点満点	各科目 120分程度	各科目 「大問」2問程度
企 業 法			
租 税 法			
*経 営 学			
*経 済 学			
*民 法			
*統 計 学			

- 各試験科目については、各別に試験を実施し、日程は、連続する3日間程度とする。
- *印は選択科目であり、4科目中1科目を選択する。
- 会計学については、試験時間（240分程度）を2コマに分けて実施する。
- 合格基準は「総得点の %を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率」とし、必須科目に著しく低い点数があった場合には不合格となることもある。